

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：17102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653018

研究課題名(和文)福祉連携型刑事司法の構築に関する研究

研究課題名(英文)Research on Building of Criminal Justice collaborated with Welfare

研究代表者

土井 政和(DOI, MASAKAZU)

九州大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：30188841

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、できる限り刑罰に依存しない刑事司法のあり方を検討し、福祉と連携した刑事司法を構築するための萌芽的研究である。日本では、近年、再犯防止を目的として諸施策の試行が拡大しているが、再犯防止概念は本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものであることから、福祉の刑事司法化をもたらさないためにも、福祉は刑事司法との関係において対等性・自立性を失わないようにしなければならない。福祉連携型刑事司法が構築されるべきだとすれば、それを前提とすべきであることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：As long as the welfare requires the consent of the client himself/herself as a premise, it is restricted naturally that criminal justice intervenes to welfare and the welfare must be prudent also in taking the viewpoint of criminal justice of re-offending prevention into itself. Japanese government insists on the prevention of re-offending, but its concept includes both support for a client and social defense in itself and may convert into social defense easily from support for a client according to social context. Main mission of social welfare is not a prevention of re-offending but an ensuring the quality of life of their clients. Therefore social welfare should not become 'a subcontractor' of the criminal justice for the crime prevention. Social welfare should be independent from the criminal justice, although they should collaborate with each other.

研究分野：刑事法

キーワード：刑事司法 福祉 出所者就労支援 地域生活定着支援

1. 研究開始当初の背景

まず、実務的背景について述べる。今日、犯罪や非行を犯した者の社会復帰支援を促進することにより再犯を防止しようとする施策が具体化し、多様化しつつある。特に、法務省と厚労省の連携、経済団体や福祉団体など民間団体等の活動や相互の協力によって、犯罪対策は刑罰依存型ではなく福祉支援型へと展開する可能性が生まれつつある。刑事施設等に社会福祉士・精神保健福祉士の配置、福祉事務所やハローワークと刑務所及び保護観察所との連携、出所者就労支援事業、地域生活定着支援センター設置、社会福祉法人による支援事業（知的障害者、高齢者）全国就労支援事業者機構の設立などがこれである。これら諸施策は緒に就いたばかりであり、相互の関係はまだ整序されていない。それゆえ、これらが有効に機能するには、相互の連携をネットワークとして関係づけることが必要であろう。本研究は、刑事司法との関わりの中でこれらを相互に関連づけ、「福祉連携型刑事司法」として再構成しようとするものである。

次に、学術的背景について述べる。上述の実務的背景の中で、申請者は、これまでの科研費助成による社会内処遇の研究を通して、刑事手続きの各段階、特に、猶予処分（微罪処分、起訴猶予、執行猶予、仮釈放）の中で、いかなる福祉的措置が実施されており、何が課題とされているかを調査し、それを解決する理論的枠組みを提示する学術的研究が不可欠であることを認識するに至った。これらの猶予処分が各機関の裁量に委ねられていることを考慮すると、その合理的裁量を根拠づける判断基準や資料が必要であり、対象者の福祉的措置の必要性と実施可能性についても調査が必要である。執行猶予など量刑段階では判決前調査制度についての検討が始まっている。国際犯罪学会第16回世界大会（神戸）では、「判決前調査の国際比較 合理的量刑のための制度的方策として」のセッションが設けられ、有益な議論が行われた。しかし、これは量刑段階の制度であり、微罪処分や起訴猶予といった捜査段階における猶予処分の資料としては使用できない。それゆえ、刑事司法手続全体をカバーする制度や判断基準及び調査資料の収集方法等が検討される必要がある。また、比較研究として、英米、独仏のみならず、最近、北欧（ノルウェー及びスウェーデン等）やイタリアとの比較研究が注目されつつある。いずれも福祉政策が充実した国々であり、また、犯罪行為を行った者のソーシャル・インクルージョンを図る制度が設けられている。その運用状況の調査を含む比較研究も不可欠である。

2. 研究の目的

本研究では、刑事司法制度における犯罪

防止に向けた福祉的援助を「福祉連携型刑事司法」（仮称）という観点から再構成し、できる限り刑罰に依存しないで犯罪を防止する社会の実現に向けて刑事司法の在り方を根本的に再検討することを目的とする。可能な限り刑罰に依存しない社会における「刑事」司法という問題提起は矛盾を内包するように聞こえるかもしれない。しかし、そもそも刑罰がウルティマ・ラティオでなければならないとすれば、その実現のために刑事司法はどうあるべきかを根本的に問い直すことが必要であろう。刑事司法と福祉の連携の必要性が認識されるようになった今日、本研究では、「刑事司法」と「福祉的援助」の関係を「福祉連携型刑事司法」という観点からとらえ直し、刑事手続と刑法の刑罰規定を批判的に再検討する。

3. 研究の方法

（1）実証的研究

上述のように、法務省と厚労省の連携、経済団体や福祉団体など民間団体等の活動や相互の協力によって、犯罪に陥った者に対する様々な福祉的援助が生まれつつある。刑事施設等への社会福祉士・精神保健福祉士の配置、福祉事務所やハローワークと刑務所及び保護観察所との連携、出所者就労支援事業、地域生活定着支援センター設置、社会福祉法人による事業（知的障害者、高齢者）全国就労支援事業者機構の設立など、諸施策の現状を調査し、その課題を明らかにする。とりわけ、平成23年度から活動を開始した、全国3地域（東京、栃木、福岡）における更生保護就労支援モデル事業、並びに、平成22年度から始まった長崎の社会福祉法人南高愛隣会を中心とする全国4カ所での「地域社会内訓練事業」のモデル事業の調査と検証を行う。また、刑事施設における社会福祉士・精神保健福祉士の活動についても調査する。

（2）比較法的研究

北欧等における刑事司法と福祉制度との関係について調査する。これについて、日本における先行研究は必ずしも多くないが、浜井浩一によるノルウェー研究がある。これも刑事司法と福祉との関係を研究したものであるが、特に高齢者犯罪に焦点を当てたものである。そこでは、福祉と刑事司法の特別な連携はなく、逃げない福祉があるだけだと結論づけている。本研究では、高齢者に限らず、犯罪行為を行ったすべての者について、刑事司法の各段階において具体的にどのような福祉的援助が受けられるのか、あるいは、どのようにして刑事司法ではなく福祉が関わりをもつようになるのか、について調査を行う。また、同じ視点で、スウェーデン及びフィンランドについても比較調査を行う。さらに、ドイツは受刑者に対する社会権的保障を規定した行刑

法をもっているが、行刑が州の管轄になって以後の状況、また、ドイツの執行裁判所の運営状況についても調査を行う。

(3) 理論的研究

刑事司法と福祉との連携に関する文献を収集整理し、基本的な論点の整理を行う。具体的には、福祉の観点から、刑法の累犯加重の根拠、執行猶予等刑罰に関する規定の理論的根拠の再検討を行い、また、刑事手続に関しては、判決前調査制度の導入、自由刑執行裁判所設置等の理論的可能性について検討する。

4. 研究成果

本研究は、できる限り刑罰に依存しない刑事司法のあり方を検討し、福祉と連携した刑事司法を構築することを目的とした。そのためには、刑事司法手続において、猶予制度(ダイバジョン)が福祉とどのような形で連携をするかが重要となる。

現在、起訴猶予段階で検察と福祉との連携の在り方が問われている。福祉の現場に対して、検察がどのような形でどこまで関与すべきなのか。ある検察官は正当にも次のように述べている。「再犯防止のために福祉の援助が効果的であるとしても、福祉は再犯防止を目的として行われるものではなく、その対象は、飽くまで、生活困窮者であり、障害者であり、高齢者であって、犯罪を犯した者に対する福祉的支援も、そのような福祉の対象とした範囲で援助がなされるものである。福祉に携わる機関には、再犯防止に向けた活動のための人的物的資源は配置されておらず、既存の制度、枠組みをそのままに、犯罪者の再犯防止を目的として特段の福祉サービスを求めることは、福祉関係者に過度の負担を課することになりかねない」。

逆に、福祉が再犯防止の方策を持たないため、犯罪をした障害者等を受け入れられないのであれば、福祉が再犯防止策を備えて対象者を引き受けるべきなのであろうか。そうではなく、福祉は対象者の生活の質を向上させることで、本人の自立生活を支援するのが本務である。その結果として再犯に陥らずにすむことは、福祉による反射的效果と考えるべきであろう。

本研究では、主に、検察庁への社会福祉士の配置及び保護観察所による更生緊急保護事前調整モデルの二つを取り上げた。その結果、後者の更生緊急保護事前調整モデルは矛盾する二つ可能性をもつことが明らかになった。一つは、対象者が保護観察所に赴いてから手続をとる現在の更生緊急保護制度における時間的制約を解消し、早期に福祉に繋ぐことを可能にすることであり、もう一つは、対象者の選択に関し、被疑者段階にある対象者に対して綿密な情状調査が一種の「起訴猶予前調査」として行われ、更生緊急保護実施後の経過が良好でない場

合は再起するという運用をもたらす可能性があるのである。前者は正当だとしても、後者のような運用は、再犯防止を目的として、福祉との連携を図りながら、検察による「柔らかな保安処分」とでもいふべきものに転化する可能性がある。

日本では、近年、再犯防止を目的として諸施策の試行が拡大しているが、再犯防止概念は本人支援と社会防衛の両者を内包しており、その用い方によっては、視点が本人支援から社会防衛へと容易に転換しうるものであることから、福祉の刑事司法化をもたらさないためにも、福祉は刑事司法との関係において対等性・自立性を失わないようにしなければならない。また、福祉が刑事司法との関係において対等性・自律性を失わないためには、福祉の側が自らの力量を高めるとともに、福祉機関や団体間の相互のネットワークの構築や協力関係をさらに発展させていかなければならない。福祉連携型刑事司法が構築されるべきだとすれば、それを前提とすべきであることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

土井政和、刑事司法と福祉の連携をめぐる今日的課題、犯罪社会学研究、査読無、2014、39号、67-81

〔学会発表〕(計 1 件)

土井政和、シンポジウム「更生保護：社会復帰支援の現状と課題」日本犯罪社会学会第40回大会(2013.10.5-6、北海学園大学・北海道札幌市)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：

取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土井 政和 (DOI, Masakazu)
九州大学・大学院法学研究院・教授
研究者番号：30188841

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：